

政府の違法伐採対策が求める
輸入材のデューデリジエンス
(ドイツ・オーストラリアの事例)

(公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES)

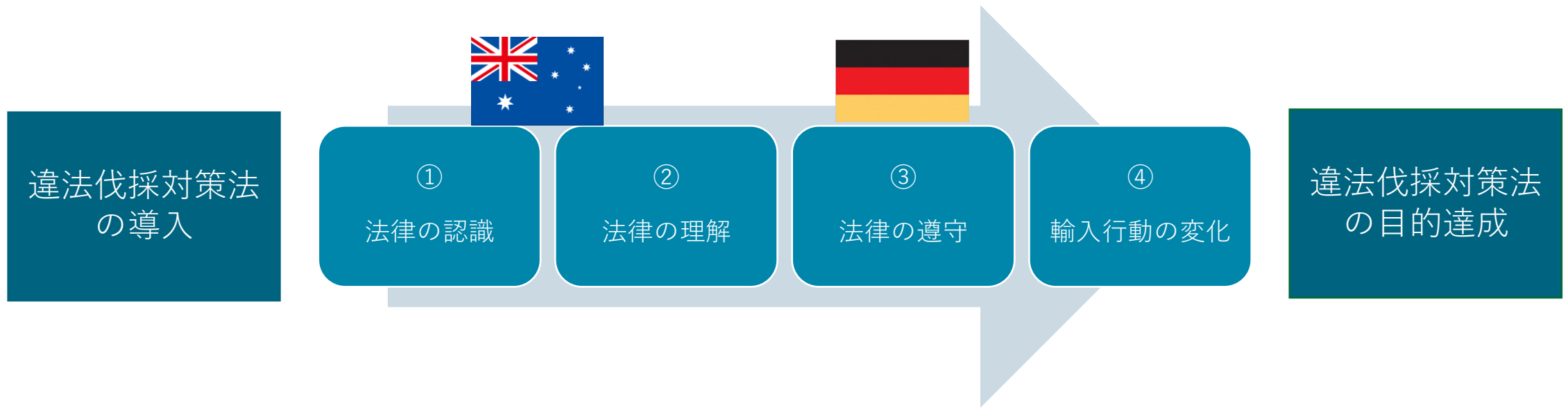
生物多様性と森林領域上席研究員

山ノ下麻木乃

	 ドイツ	 オーストラリア
法律	木材流通—保安法 違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律（Bundesgesetz gegen den Handel des illegal geschlagenen Holzes、2011年制定） EUTRに準じている	違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition Act 2012年制定）
管轄官庁	輸入材：連邦農業食料機関(Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung: BLE) 国産材：各州で定める	農業水環境省 (Department of Agriculture, Water and the Environment)
法の要求事項	<ul style="list-style-type: none"> 違法木材を国内に出荷することを禁止 違法木材が国内に出荷されるリスクを最低限に抑えるためにデューデリジェンスを実施することを要求 	<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採木材の輸入と違法に伐採された国内産原木の加工を禁止 輸入・加工の前にデューデリジェンスを実施しリスクを評価、低減することを要求
規制対象者	木材製品を国内市場に最初に出荷する事業者（国産・輸入とも）	木材製品を輸入する事業者と国産原木を加工する事業者
規制対象製品	規制対象となる木材製品は、HSコードで示されている。両国の規制対象製品はほぼ同じであるが、異なるものもある（例：椅子、薪、枕木等）。	
違法伐採の定義	伐採国で有効な 伐採権、伐採権の支払い、木材伐採の慣行、第三者の保有権、貿易・関税義務に関する法に違反して伐採 された木材	伐採地において有効な法律に 違反して伐採 された木材
罰則規定	最大700万円程度の罰金その他、懲役、押収	最大900万円程度の罰金その他、懲役、押収

違法伐採対策法の運用

- 違法伐採対策法の目的：その国における違法伐採木材製品の輸入、流通を減少させること
- 法律の導入からその目的が達成されるまでには、規制対象である木材輸入事業者の行動変化のプロセスがある
- 政府は、法の運用を通じて、規制対象者の行動変化プロセスをサポート・コントロール
- 法の運用は国ごとに特徴的

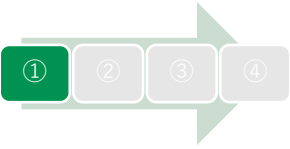


共通点：デューデリジェンスによるリスク評価

- 規制対象事業者の「デューデリジェンスの実施」を通じて、違法伐採木材製品の輸入、流通を減少させる
- 事業者は、デューデリジェンス実施によって、違法伐採木材である「リスクが低い」ことを評価（確認・判断）する
 - リスク評価は事業者の**主観的**な判断
 - 企業として、その製品を販売することができるかと判断しているのか？（説明責任）
 - 他者を説得するのに十分な根拠・根拠があるか？
 - 一方で、「この書類があれば違法伐採木材のリスクが低いとみなせる」というものがあれば、効率的

要素	内容
情報収集	伐採国、樹種、サプライチェーン、合法性を証明する書類の有無など製品に関する情報を収集する
リスク評価	製品の伐採国や樹種に関連する違法伐採の情報、伐採国の汚職の蔓延等を考慮して、違法に伐採された木材であるリスクを事業者が特定、評価し、その製品を輸入すべきか判断する
リスク軽減措置	リスク評価において「違法伐採リスクが無視できるほど低くない」と評価された場合に、追加調査を実施したり、製品を変更するなどの対応を行う
記録	デューデリジェンスの過程を文書化し保存する

ドイツとオーストラリアの違法伐採対策法の運用



①規制対象者の法律の認識の向上



- 自主的登録では約1,000社
- 税関データによると25,000社
- 2019年上半期のべ30,000事業者が規制対象木材製品を輸入
- そのうちの90%は25,000ユーロ以下の少額の輸入
- 木材輸入総額の82%は450事業者（事業者総数の1.4%）によるもの

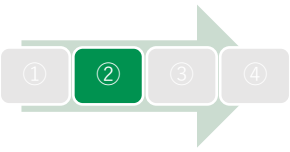


- 税関からのデータ提供
- 規制対象事業者は年間平均19,000社
- 輸入金額の上位500社が全体の輸入金額の約8割を占めている
- 認識向上のため、税関申告書に「違法伐採禁止法のDD要件を遵守しているか？」という質問を掲載

- 法律で定義された規制対象者が誰かを把握することは難しい。税関データの活用は有効。
- 小規模輸入者は輸入頻度が少ない木材業界以外の事業者や個人であり、法律を認識する機会がない。
- 効率的な規制という観点では、一定規模以上の事業者を規制対象とするほうがよいかもしれない。

ドイツとオーストラリアの違法伐採対策法の運用

②規制対象者の法律（DD）の理解促進



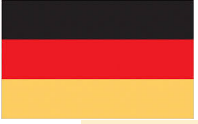
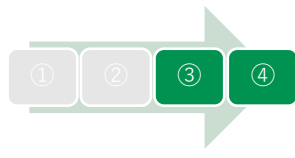
- 特別なガイドラインやテンプレートはなく、事業者はEUTRのガイダンスドキュメントを参照する
- 法律上、管轄官庁に普及や教育という役割は与えられていない
- 業界団体や民間コンサルタント、NGOが普及、教育の役割を担う



- 事業者の自主的な遵守行動を促すためには、教育やアウトリーチが重要と認識し、注力している
- DDのわかりやすい解説ウェブサイトでガイドライン、ツール、テンプレートを公表
- 「国別ガイドライン」：主要輸入相手国との二国間協議により作成した、木材伐採を規制する法的枠組と合法性を証明する書類をまとめている
- 「リスク評価テンプレート」：リスク評価で必要な事項が具体的に示されており、事業者は最低限何をすべきかを理解できる
 - 例：その丸太の伐採地域では、違法伐採が多く発生しているか？

ドイツとオーストラリアの違法伐採対策法の運用

③④規制対象事業者の法律の遵守と輸入行動の変化



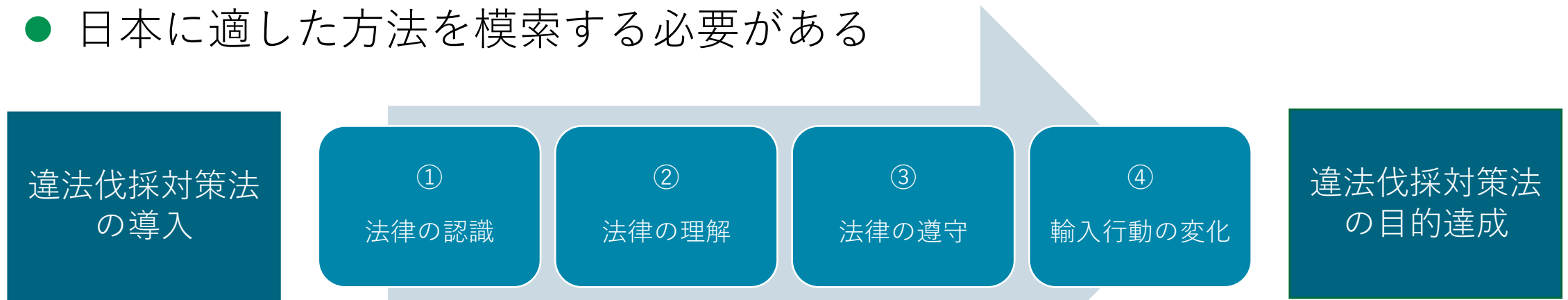
- 年間約250件のリスクベースアプローチによる検査を実施（EU最多）
- 税関データから、違法伐採リスクが高いと想定される輸入上位国を毎年選定し、検査対象選定
- 1事業者あたり5荷口の輸入木材製品を検査対象として選定し、DD関連書類等を訪問検査
- 2荷口からサンプルサンプルを採取し、組織学的分析と遺伝学的分析
- 2018年の検査では、約6割はDD義務不遵守、2019年上半期173サンプルのうち30%は申告と科学的検査結果が合致せず
- DD義務不遵守は行政処分、違法伐採材の摘発による高額罰金、押収も数件あり



- 法律施行後約3年間で（ソフトスタート・コンプライアンス期間）、約500社の罰則なしの検査実施し、DD義務を遵守していなかった約6割の企業に対し助言
- 税関データから違法伐採リスクが高いと想定される製品を取扱う事業者を選定し、提出された記録を机上で検査
- DDの結果よりも、プロセスの適切さを重視している
- DD義務不遵守は行政処分、摘発等はこれまでなし

まとめ

- 違法伐採対策法の運用のための政府のリソースには限りがあるため、効率的で効果的な方法を採用することが重要
- 検査は、事業者の法律遵守に対するプレッシャーとして機能するだけでなく、法律の効果（目的達成度）を測定という側面もある。
- 事業者の法律の理解促進を支援することは重要。責任能力強化につながる。
- 完全な合法性・違法性ではなく、「違法性リスクの低さ」に注目すべき。
- 日本に適した方法を模索する必要がある



どうもありがとうございました

本報告は、林野庁委託事業の成果に基づいています。

- ドイツ他EUの事例：平成 30 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業報告書 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika.pdf>
- オーストラリアの事例：令和元年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち海外情報収集事業報告書（下巻） https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r2/r2report-overseas_vol2.pdf

本報告は、一般財団法人 日本木材総合情報センター発行の「木材情報」2021/7月号で発表した内容です。他にも下記の記事を発表させていただきました。

- 「持続可能性に配慮した木材に対するニーズと違法伐採対策における合法性確認アプローチ」（2021/5月号）
- 「EU木材規則に対応した欧州の木材関連事業者の取組」（2021/6月号）
- 「ドイツとオーストラリアにおける政府の違法伐採対策法の運用」（2021/7月号）
- 「持続可能性の確保に貢献する輸入木材の合法性確認はどうあるべきか？－パプアニューギニアとタイの事例に基づく検討－」（2021/8月号）